

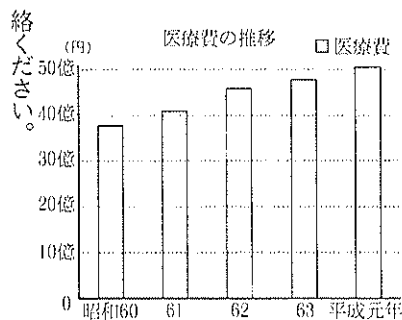
国保会計は 皆さんからの国保税で 支えられています

医療費増により税率を改定

九月から今年度の国保税の納税が始まります。地域医療を支える国保の運営は、皆さんからの国保税と国からの補助金でまかなわれていますが、医療費が年々増え続けており、過去四年間、年平均七・五割強も増加。皆さんの負担を少しでも軽く、三年間は国保税を据え置いてきました。が、平成元年度の国保会計は七千万円以上の赤字決算となり、やむを得ず、税率を次のとおり引き上げることになりました。



- ①均等割（世帯の加入者の数に応じて計算）→一人当たり一万七千円（現行一万六千円）
 - ②平等割→一世帯につき三万四千円（現行二万二千円）
 - ③所得割（世帯員の所得に応じて計算）→基礎控除した所得額の八・〇割（現行どおり）
 - ④資産割（世帯員の固定資産に応じて計算）→固定資産税額の四五割（現行どおり）
- 以上の四方式で計算したものの合計金額が、一年間のあなたの世帯の国保税で、九月から三月までの七回に分けて納めていただくことになっています。納期限は毎月末日です。納期ごとの納税にご協力ください。
- 九月末になっても納税通知書が届かない世帯は、早めに市役所保健課国民健康保険係（☎2111内線145）までご連絡ください。



9月は障害者雇用促進月間

ひろげよう 障害のり越え働く職場

公共職業安定所では、障害者を持つ人の求職登録制度を設け、きめ細かな就職相談や職業紹介を行っています。しかし、「能力が悪い」「障害者

医療費の抑制も一つの鍵となります。且ごろからの健康作りにも心がけてください。

また、国保財政の健全化には、医療費の抑制も一つの鍵となります。且ごろからの健康作りにも心がけてください。



に適した仕事がない」などを理由に、働く能力を持ちながら、なかなか職に就けないのが現状です。

国では「障害者の雇用の促進等に関する法律」で、民間事業主に従業員の一・六割以上の身体障害者を雇うことを義務づけています。また、この制度を経済的に支えるため、雇用率を達成していない企業から納付金を納めてもらい、これを財源として雇用率を達成している企業や障害者を雇い入れる企業に、調整金や助成金を支給。障害者の雇用促進と安定を図っています。

九月は障害者雇用促進月間。あなたの職場でも障害者への雇用の門戸を開いてください。

障害者を雇用したときの各種援護、助成金制度についてのお問い合わせは、高知公共職業安定所雇用サービスコーナー（☎2521）または徳高知県雇用開発協会障害者部門（☎481）まで。

在宅障害者 ワープロ教室

ワープロの基礎的な技術を習得してもらい、自立や就労の促進を図ろうと、在宅の身体障害者を対象に、ワープロ教室を開きます。

- 日時 10月の毎週水・土曜日（10日、31日を除く）、水曜日午後1時20分～4時20分、土曜日午前9時～12時
- 場所 雇用促進事業団高知技能開発センター（高知市棧橋通り四一五―六八）
- 定員 15人
- 受講料 無料
- 申し込み方法 9月20日（木）までに、電話かハガキで、高知県福祉生活部障害福祉課ワープロ教室係（〒780 高知市丸の内一丁目二二〇 ☎9634）まで申し込んでください。ハガキの場合は、住所、氏名、年齢、電話番号及び身体障害者手帳の障害名、等級を記入してください。定員に達し次第締め切ります。